

平成26年度 法科大学院入学者選抜試験問題

憲 法 ・ 刑 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、憲法、刑法の2科目で120分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペン(鉛筆は不可)またはボールペンを使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
  - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
  - (2) 解答用紙は、憲法2枚、刑法2枚です。2枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
  - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
  - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。



## 【憲 法】

以下は、あくまで架空の事例である。

県立の男子高校Yは、110年の伝統を誇る地域の名門校であり「質実剛健、文武両道」の校訓を持っていた。この地域では、男子学生は伝統的に丸刈りが広くなさされていて、Y高校も創立以来の慣行として生徒は丸刈りをしており、20x1年になって初めて校則という形で定めたが、今日まで、特にこの校則が問題になることはなかった。

Xは20x9年から同校に通う者である。彼は、Y高校に通うようになってから、中米の原始宗教の教義を現代的に解釈した教義を持つ宗教団体Aに興味を持ち、次第に信仰を深めていった。高校2年生になって、A宗教にさらに傾倒したXは、宗教的实践として、長髪にパーマをかける髪型をするようになり、鷲（わし）の羽根で作った髪飾りも必ずつけていた。A宗教の信者にとって、共通の髪型でいることは、宗教への帰属を示すことであり、大変重要なことだとされている。

こうしたXに対して、Y側は再三にわたり、その髪型が校則違反であることを指導した。その際に、Xがどのような信仰を持っているか、それが如何に真摯なものかについては問うことはなく、単に校則違反であることを言うのみであった。Xは、こうした指導に納得することなく、平行線の状態が続いたが、その結果、自主退学が勧告された。Xはこの勧告に従わず、その後、退学処分になった。

- (1) Xが退学処分の取消を求めて訴訟で争う場合、どのような憲法上の主張ができるか。
- (2) Yは、Xの主張に対し、どのような反論ができるか。

## 【資 料】

### ○Y高校学則（抜粋）

5条 髪型は丸刈り（9mmまで）とし、長髪・染髪・パーマ等は禁止する。

### ○Y高校の教育目標

Y高校は地域の伝統校として、各分野で活躍できる人材の育成を目指す。本校の校訓である「質実剛健、文武両道」を達成するため、特に以下の4つを教育目標とする。

- (1) 勉学に励み、着実に努力する姿勢を育む。
- (2) 地域や伝統を尊重する豊かな心を育む。
- (3) 心身の健康を保持・増進する姿勢を育む。
- (4) 内面も外面も、自らを律する生活態度を育む。

### ○Y高校則（抜粋）

25条 学則に違反し、教育上必要がある場合には懲戒処分を行う。懲戒処分は退学、停学及び訓告とする。校長は退学処分を行うときには、調査委員会を設置し、その席で、生徒及びその保護者に弁明の機会を与えなければならない。

### ○学校教育法

11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児

童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

#### ○学校教育法施行規則

26条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当っては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあつては、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行う。

3 前項の退学は、公立の小学校、中学校（学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

4 第二項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

## 【刑 法】

古紙回収業を営んでいるX（60歳）は、平成25年8月1日午前6時50分頃、甲マンション敷地内のゴミ置き場に平穩に立ち入り、古新聞紙等がないかと目視で探していたところ、最近、ゴミ置き場から資源ゴミが何者かに持ち去られることが続いていたため見回りをしていた同マンション管理組合理事長のA（65歳）に見つかった。Aは、強い口調で「何をしている。こっちに来い」と言ってXの方に近づいてきたため、Xは、「何もしていない。すぐ立ち去るので見逃してくれ」と弁解してAを拝むようなしぐさをしたが、Aは、Xのしぐさがファイティングポーズをとっているように見えたこと、また、Xが駐車していたトラックの荷台上の古新聞の束をXが同ゴミ置き場から窃取したものと誤解したことから、Xは窃盗の罪を逃れようとしていると感じ、「警察に突き出してやる」と言って、右手でXの襟首の辺りを、左手でXの右手首を掴んだ。

そこで、Xは、Aによる理不尽極まる違法な逮捕から自己の身体を守るつもりで、Aの手を払いのけようとしたところ、Aの左手を払いのけることはできたが、右手を払いのけることはできず、その右手はXの襟首の左辺りを掴んだまま、更にXの首に押しつけられた。Xは首が圧迫されて苦しかったことから、このままでは窒息してしまうと誤信して、力の強いAに対抗するためには強めの反撃をしても構わないと思い、ズボンのポケットにあった棒状のものを取り出して振り回したところ、Aの左手に当たって打撲を与え、Aがひるんだので、その隙にXは逃走した。なお、当該棒状のものはXが仕事用に使用していた金属製のバネはかりであった。

Xの罪責について論じなさい。ただし、特別法違反の点は除きます。（80点）